

地方公共団体の平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況等

(調査日:平成 25 年 3 月 31 日)

このたび、平成 25 年 3 月 31 日時点における地方公共団体(都道府県、市町村及び特別区)の平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況等調査を実施しましたので、その結果をお知らせします。

総務省では、これまでと同様、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)第 62 条第 2 項の規定に基づき、財務書類の整備に関して情報の提供及び助言等を行ってまいります。

【概 要】

(1)平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況

平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体(作成済又は作成中の団体の合計)は、全団体の 95.6%にあたる 1,711 団体であり、都道府県及び指定都市においては全団体、指定都市を除く市区町村においては 1,644 団体(95.5%)となっている。このうち連結財務書類4表までの作成団体は、全団体の 67.9%にあたる 1,214 団体であり、都道府県においては 43 団体(91.5%)、指定都市においては全団体、指定都市を除く市区町村においては 1,151 団体(66.8%)となっている。

(単位:団体、%)

| 区分 | 合計 | | 都道府県 | | 市区町村 | | | | | |
|----------|------------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 連結財務書類 4表まで作成 | | 連結財務書類 4表まで作成 | | 連結財務書類 4表まで作成 | | 指定都市 | | 指定都市を除く市区町村 | |
| | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) |
| 作成済又は作成中 | 1,711 (95.6) | 1,214 (67.9) | 47 (100) | 43 (91.5) | 1,664 (95.5) | 1,171 (67.2) | 20 (100) | 20 (100) | 1,644 (95.5) | 1,151 (66.8) |
| 未着手 | 78 (4.4) | 575 (32.1) | 0 (-) | 4 (8.5) | 78 (4.5) | 571 (32.8) | 0 (-) | 0 (-) | 78 (4.5) | 571 (33.2) |
| 合計 | 1,789 (100) | 1,789 (100) | 47 (100) | 47 (100) | 1,742 (100) | 1,742 (100) | 20 (100) | 20 (100) | 1,722 (100) | 1,722 (100) |

※「財務書類」とは、発生主義・複式簿記の考え方に基づく決算に係る書類であり、貸借対照表その他の書類をいう。「財務書類4表」とは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書をいう。

※「構成比」について、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成 18 年法律第 47 号)(抄)

(地方公共団体における取組)

第六十二条 地方公共団体は、第五十八条から第六十条までの規定の趣旨を踏まえ、その地域の実情に応じ、次に掲げる施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 一 当該地方公共団体の資産及び債務の実態を把握し、並びにこれらの管理に係る体制の状況を確認すること。
- 二 当該地方公共団体の資産及び債務に関する改革の方向性並びに当該改革を推進するための具体的な施策を策定すること。

2 政府は、地方公共団体に対し、前項各号の施策の推進を要請するとともに、企業会計の慣行を参考とした貸借対照表その他の財務書類の整備に関し必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

(2) 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体におけるモデル別の作成状況

平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体におけるモデル別の作成状況については、財務書類作成団体(1,711 団体)の 97.6%にあたる 1,670 団体が新地方公会計モデル(基準モデル及び総務省方式改訂モデル)で作成している。このうち連結財務書類4表までの作成団体におけるモデル別の作成状況については、連結財務書類4表作成団体(1,214 団体)の 98.9%にあたる 1,201 団体が新地方公会計モデルで作成している。

(単位:団体、%)

| 区分 | 合計 | | 都道府県 | | 市区町村 | | | | | |
|------------|------------------|-----------------|------------------|--------------|------------------|-----------------|--------------|--------------|-----------------|-----------------|
| | 連結財務書類 4表まで作成 | | 連結財務書類 4表まで作成 | | 連結財務書類 4表まで作成 | | 指定都市 | | 指定都市を除く市区町村 | |
| | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) |
| 新地方公会計モデル | 1,670 (97.6) | 1,201 (98.9) | 44 (93.6) | 42 (97.7) | 1,626 (97.7) | 1,159 (99.0) | 20 (100) | 20 (100) | 1,606 (97.7) | 1,139 (99.0) |
| 基準モデル | 254 (14.8) | 195 (16.1) | 4 (8.5) | 3 (7.0) | 250 (15.0) | 192 (16.4) | 4 (20.0) | 4 (20.0) | 246 (15.0) | 188 (16.3) |
| 総務省方式改訂モデル | 1,416 (82.8) | 1,006 (82.9) | 40 (85.1) | 39 (90.7) | 1,376 (82.7) | 967 (82.6) | 16 (80.0) | 16 (80.0) | 1,360 (82.7) | 951 (82.6) |
| その他のモデル | 41 (2.4) | 13 (1.1) | 3 (6.4) | 1 (2.3) | 38 (2.3) | 12 (1.0) | 0 (-) | 0 (-) | 38 (2.3) | 12 (1.0) |
| 合計 | 1,711 (100) | 1,214 (100) | 47 (100) | 43 (100) | 1,664 (100) | 1,171 (100) | 20 (100) | 20 (100) | 1,644 (100) | 1,151 (100) |

※「基準モデル」とは、個々の取引等について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデル。「総務省方式改訂モデル」とは、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するモデル。

(3) 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況(前年度との比較)

平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体は、前年度と比べると 20 団体増加(対前年度比 1.2%増)し、連結財務書類4表までの作成団体は、前年度と比べると 40 団体増加(対前年度比 3.4%増)している。

(単位:団体、%)

| 区分 | 平成23年度決算 | | 平成22年度決算 | | 比較 | |
|----------|------------------|-----------------|------------------|-----------------|------------------|---------------|
| | 連結財務書類 4表まで作成 | | 連結財務書類 4表まで作成 | | 連結財務書類 4表まで作成 | |
| | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 団体数 (構成比) | 増減数 (増減率) | 増減数 (増減率) |
| 作成済又は作成中 | 1,711 (95.6) | 1,214 (67.9) | 1,691 (94.5) | 1,174 (65.6) | 20 (1.2) | 40 (3.4) |
| 未着手 | 78 (4.4) | 575 (32.1) | 98 (5.5) | 615 (34.4) | △20 (△20.4) | △40 (△6.5) |
| 合計 | 1,789 (100) | 1,789 (100) | 1,789 (100) | 1,789 (100) | 0 (-) | 0 (-) |

※ 詳細については別紙のとおり。

(連絡先)
自治財政局財務調査課
担当: 鷲頭課長補佐、山並係長、山北
電話: 03-5253-5647
FAX: 03-5253-5650

地方公共団体の平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況等

(調査日：平成 25 年 3 月 31 日)

本資料は、地方公共団体の平成 23 年度決算に係る財務書類について、調査日時点（平成 25 年 3 月 31 日）における各団体の作成状況及び平成 24 年度決算に係る財務書類の作成見込み等を取りまとめたものです。

1. 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成状況

- ・平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体（作成済又は作成中の団体の合計）は、全団体の 95.6%にあたる 1,711 団体である。このうち作成済団体は、全団体の 72.1%にあたる 1,290 団体である。
- ・都道府県においては 46 団体（97.9%）、指定都市においては 19 団体（95.0%）、指定都市を除く市区町村においては 1,225 団体（71.1%）が作成済である。
- ・未着手団体は、全団体の 4.4%にあたる 78 団体である。

(単位：団体、%)

| 区分 | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | | |
|------------|---------------|------------|---------------|-------------|---------------|
| | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 | |
| 作成済 | 1,290 (72.1%) | 46 (97.9%) | 1,244 (71.4%) | 19 (95.0%) | 1,225 (71.1%) |
| 基準モデル | 197 (11.0%) | 4 (8.5%) | 193 (11.1%) | 4 (20.0%) | 189 (11.0%) |
| 総務省方式改訂モデル | 1,062 (59.4%) | 39 (83.0%) | 1,023 (58.7%) | 15 (75.0%) | 1,008 (58.5%) |
| 旧総務省方式 | 20 (1.1%) | 0 (-) | 20 (1.1%) | 0 (-) | 20 (1.2%) |
| その他のモデル | 11 (0.6%) | 3 (6.4%) | 8 (0.5%) | 0 (-) | 8 (0.5%) |
| 作成中 | 421 (23.5%) | 1 (2.1%) | 420 (24.1%) | 1 (5.0%) | 419 (24.3%) |
| 基準モデル | 57 (3.2%) | 0 (-) | 57 (3.3%) | 0 (-) | 57 (3.3%) |
| 総務省方式改訂モデル | 354 (19.8%) | 1 (2.1%) | 353 (20.3%) | 1 (5.0%) | 352 (20.4%) |
| 旧総務省方式 | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) |
| その他のモデル | 7 (0.4%) | 0 (-) | 7 (0.4%) | 0 (-) | 7 (0.4%) |
| 作成済又は作成中 | 1,711 (95.6%) | 47 (100%) | 1,664 (95.5%) | 20 (100%) | 1,644 (95.5%) |
| 未着手 | 78 (4.4%) | 0 (-) | 78 (4.5%) | 0 (-) | 78 (4.5%) |
| 合計 | 1,789 (100%) | 47 (100%) | 1,742 (100%) | 20 (100%) | 1,722 (100%) |

※「財務書類」とは、発生主義・複式簿記の考え方に基づく決算に係る書類であり、貸借対照表その他の書類をいう。

※%表示について、表示単位未満を四捨五入している関係で、合計が一致しない場合がある。

※「基準モデル」とは、個々の取引等について発生の都度又は期末に一括して発生主義により複式仕訳を行うとともに、固定資産台帳を整備して財務書類を作成するモデル。「総務省方式改訂モデル」とは、公有財産の状況や発生主義による取引情報を、個々の複式仕訳によらず、既存の決算統計情報を活用して作成するモデル。「旧総務省方式」とは、平成 12 年及び平成 13 年に公表された「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」等に示された方法で作成するもので総務省方式改訂モデルの基本となったモデル。

- ・平成25年3月31日時点における平成23年度決算に係る財務書類の作成済団体数を前回の調査（平成24年3月31日時点における平成22年度決算）と比較すると、都道府県においては1団体の増加（前回45団体）、指定都市においては1団体の増加（前回18団体）、指定都市を除く市区町村においては25団体の減少（前回1,250団体）となっている。なお、未着手団体は、20団体減少（前回98団体）している。

参考：平成22年度決算に係る財務書類の作成状況（平成24年6月22日公表）

（単位：団体、％）

| 区分 | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | | |
|------------|---------------|------------|---------------|-------------|---------------|
| | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 | |
| 作成済 | 1,313 (73.4%) | 45 (95.7%) | 1,268 (72.8%) | 18 (94.7%) | 1,250 (72.5%) |
| 基準モデル | 168 (9.4%) | 3 (6.4%) | 165 (9.5%) | 3 (15.8%) | 162 (9.4%) |
| 総務省方式改訂モデル | 1,096 (61.3%) | 39 (83.0%) | 1,057 (60.7%) | 15 (78.9%) | 1,042 (60.5%) |
| 旧総務省方式 | 36 (2.0%) | 1 (2.1%) | 35 (2.0%) | 0 (-) | 35 (2.0%) |
| その他のモデル | 13 (0.7%) | 2 (4.3%) | 11 (0.6%) | 0 (-) | 11 (0.6%) |
| 作成中 | 378 (21.1%) | 2 (4.3%) | 376 (21.6%) | 1 (5.3%) | 375 (21.8%) |
| 基準モデル | 47 (2.6%) | 0 (-) | 47 (2.7%) | 0 (-) | 47 (2.7%) |
| 総務省方式改訂モデル | 322 (18.0%) | 2 (4.3%) | 320 (18.4%) | 1 (5.3%) | 319 (18.5%) |
| 旧総務省方式 | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) |
| その他のモデル | 6 (0.3%) | 0 (-) | 6 (0.3%) | 0 (-) | 6 (0.3%) |
| 作成済又は作成中 | 1,691 (94.5%) | 47 (100%) | 1,644 (94.4%) | 19 (100%) | 1,625 (94.3%) |
| 未着手 | 98 (5.5%) | 0 (-) | 98 (5.6%) | 0 (-) | 98 (5.7%) |
| 合計 | 1,789 (100%) | 47 (100%) | 1,742 (100%) | 19 (100%) | 1,723 (100%) |

※調査日：平成24年3月31日

2. 平成23年度決算に係る連結財務書類4表の作成状況

- 平成23年度決算に係る連結財務書類4表の作成団体は、全団体の67.9%にあたる1,214団体である。このうち作成済団体は、全団体の52.9%にあたる946団体である。
- 都道府県においては42団体(89.4%)、指定都市においては18団体(90.0%)、指定都市を除く市区町村においては886団体(51.5%)が作成済である。

(単位:団体、%)

| 区分 | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | | 指定都市を除く市区町村 |
|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|-------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 | |
| 作成済 | 946 (52.9%) | 42 (89.4%) | 904 (51.9%) | 18 (90.0%) | 886 (51.5%) | |
| 基準モデル | 161 (9.0%) | 3 (6.4%) | 158 (9.1%) | 4 (20.0%) | 154 (8.9%) | |
| 総務省方式改訂モデル | 777 (43.4%) | 38 (80.9%) | 739 (42.4%) | 14 (70.0%) | 725 (42.1%) | |
| その他のモデル | 8 (0.4%) | 1 (2.1%) | 7 (0.4%) | 0 (-) | 7 (0.4%) | |
| 作成中 | 268 (15.0%) | 1 (2.1%) | 267 (15.3%) | 2 (10.0%) | 265 (15.4%) | |
| 基準モデル | 34 (1.9%) | 0 (-) | 34 (2.0%) | 0 (-) | 34 (2.0%) | |
| 総務省方式改訂モデル | 229 (12.8%) | 1 (2.1%) | 228 (13.1%) | 2 (10.0%) | 226 (13.1%) | |
| その他のモデル | 5 (0.3%) | 0 (-) | 5 (0.3%) | 0 (-) | 5 (0.3%) | |
| 作成済又は作成中 | 1,214 (67.9%) | 43 (91.5%) | 1,171 (67.2%) | 20 (100%) | 1,151 (66.8%) | |

※「財務書類4表」とは、貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書をいう。

※%表示については、合計-1,789団体、都道府県-47団体、指定都市-20団体、指定都市を除く市区町村-1,722団体を分母として計算。

3. 平成24年度決算に係る財務書類の作成見込み

- 平成24年度決算に係る財務書類の作成見込みについては、全団体の98.0%にあたる1,753団体で何らかのモデルによる作成が見込まれている。
- 全ての都道府県及び指定都市において何らかのモデルによる作成が見込まれており、指定都市を除く市区町村においては1,686団体(97.9%)で何らかのモデルによる作成が見込まれている。

(単位: 団体、%)

| 区分 | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | | |
|------------------|---------------|------------|---------------|-------------|---------------|
| | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 | |
| 作成予定 | 1,753 (98.0%) | 47 (100%) | 1,706 (97.9%) | 20 (100%) | 1,686 (97.9%) |
| 基準モデル | 291 (16.3%) | 5 (10.6%) | 286 (16.4%) | 5 (25.0%) | 281 (16.3%) |
| 連結/単体財務書類4表 | 232 (13.0%) | 4 (8.5%) | 228 (13.1%) | 5 (25.0%) | 223 (13.0%) |
| 単体財務書類4表 | 52 (2.9%) | 1 (2.1%) | 51 (2.9%) | 0 (-) | 51 (3.0%) |
| 一部の財務書類 | 7 (0.4%) | 0 (-) | 7 (0.4%) | 0 (-) | 7 (0.4%) |
| 総務省方式改訂モデル | 1,431 (80.0%) | 39 (83.0%) | 1,392 (79.9%) | 15 (75.0%) | 1,377 (80.0%) |
| 連結/単体/普通会計財務書類4表 | 894 (50.0%) | 22 (46.8%) | 872 (50.1%) | 12 (60.0%) | 860 (49.9%) |
| 連結/普通会計財務書類4表 | 185 (10.3%) | 16 (34.0%) | 169 (9.7%) | 3 (15.0%) | 166 (9.6%) |
| 単体/普通会計財務書類4表 | 95 (5.3%) | 0 (-) | 95 (5.5%) | 0 (-) | 95 (5.5%) |
| 普通会計財務書類4表 | 249 (13.9%) | 1 (2.1%) | 248 (14.2%) | 0 (-) | 248 (14.4%) |
| 一部の財務書類 | 8 (0.4%) | 0 (-) | 8 (0.5%) | 0 (-) | 8 (0.5%) |
| 旧総務省方式 | 13 (0.7%) | 0 (-) | 13 (0.7%) | 0 (-) | 13 (0.8%) |
| その他のモデル | 18 (1.0%) | 3 (6.4%) | 15 (0.9%) | 0 (-) | 15 (0.9%) |
| 作成予定なし | 36 (2.0%) | 0 (-) | 36 (2.1%) | 0 (-) | 36 (2.1%) |
| 合計 | 1,789 (100%) | 47 (100%) | 1,742 (100%) | 20 (100%) | 1,722 (100%) |

※「連結財務書類」とは、普通会計、公営事業会計及び第三セクター等(地方公共団体が設立した地方独立行政法人、地方三公社、地方公共団体が加入している一部事務組合・広域連合、地方公共団体が出資・出捐している第三セクター等。以下同じ。)の会計に係る財務書類を合算・相殺処理したものをいう。

※「単体財務書類」とは、普通会計及び公営事業会計に係る財務書類を合算・相殺処理したものをいう。

※「連結/単体/普通会計財務書類4表」とは、普通会計及び公営事業会計に係る財務書類4表を合算・相殺処理して単体財務書類4表を作成した上で、連結財務書類4表を作成するものをいう。

※「連結/普通会計財務書類4表」とは、普通会計、公営事業会計及び第三セクター等の会計に係る財務書類4表を合算・相殺処理して、連結財務書類4表を作成するものをいう。(単体財務書類4表は作成しない。)

4. 作成団体における財務書類の作成体制

- 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体 (1,711 団体) のうち、財務書類の作成体制について、「職員のみで作成」が 1,192 団体 (69.7%)、「公認会計士、税理士等の支援」が 519 団体 (30.3%) となっている。

(単位:団体、%)

| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | |
|---------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 |
| 職員のみで作成 | 1,192 (69.7%) | 44 (93.6%) | 1,148 (69.0%) | 9 (45.0%) | 1,139 (69.3%) |
| 公認会計士、税理士等の支援 | 519 (30.3%) | 3 (6.4%) | 516 (31.0%) | 11 (55.0%) | 505 (30.7%) |
| 合計 | 1,711 (100%) | 47 (100%) | 1,664 (100%) | 20 (100%) | 1,644 (100%) |

5. 作成団体における財務書類の作成方法

- 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体 (1,711 団体) のうち、財務書類の作成方法について、「決算統計データ等を活用して作成している」が 1,453 団体 (84.9%)、「伝票単位ごと等に期末一括で仕訳を行っている」が 255 団体 (14.9%)、「伝票単位ごとにその発生の都度に仕訳を行っている」が 3 団体 (0.2%) となっている。

(単位:団体、%)

| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | |
|-------------------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 |
| 伝票単位ごとにその発生の都度に仕訳を行っている | 3 (0.2%) | 2 (4.3%) | 1 (0.1%) | 0 (-) | 1 (0.1%) |
| 伝票単位ごと等に期末一括で仕訳を行っている | 255 (14.9%) | 5 (10.6%) | 250 (15.0%) | 4 (20.0%) | 246 (15.0%) |
| 決算統計データ等を活用して作成している | 1,453 (84.9%) | 40 (85.1%) | 1,413 (84.9%) | 16 (80.0%) | 1,397 (85.0%) |
| 合計 | 1,711 (100%) | 47 (100%) | 1,664 (100%) | 20 (100%) | 1,644 (100%) |

※「仕訳」とは、ここでは取引を原因と結果という二つの側面から仕訳帳等に記録する複式簿記による仕訳を指している。

6. 作成団体における財務書類の作成手段

- 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体 (1,711 団体) のうち、財務書類の作成手段について、「総務省提供の総務省方式改訂モデル向け作業用ワークシートを活用」が 760 団体 (44.4%) で最も多く、続いて「業者委託・業者等作成の作業用ワークシートを活用等」が 463 団体 (27.1%)、「財務会計システムとは別に公会計に対応したソフトウェアを導入」が 381 団体 (22.3%)、「クラウドを活用」が 54 団体 (3.2%)、「既存の財務会計システムを活用」が 35 団体 (2.0%)、「新たな財務会計システムを導入」が 18 団体 (1.1%) となっている。

(単位: 団体、%)

| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | |
|------------------------------------|--------------|------------|--------------|------------|--------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 |
| 新たな財務会計システムを導入 | 18 (1.1%) | 4 (8.5%) | 14 (0.8%) | 0 (-) | 14 (0.9%) |
| 既存の財務会計システムを活用 | 35 (2.0%) | 1 (2.1%) | 34 (2.0%) | 1 (5.0%) | 33 (2.0%) |
| 財務会計システムとは別に 公会計に対応したソフトウェアを導入 | 381 (22.3%) | 2 (4.3%) | 379 (22.8%) | 2 (10.0%) | 377 (22.9%) |
| クラウドを活用 | 54 (3.2%) | 0 (-) | 54 (3.2%) | 1 (5.0%) | 53 (3.2%) |
| 総務省提供の総務省方式改訂モデル 向け作業用ワークシートを活用 | 760 (44.4%) | 33 (70.2%) | 727 (43.7%) | 11 (55.0%) | 716 (43.6%) |
| 業者委託・業者等作成の 作業用ワークシートを活用等 | 463 (27.1%) | 7 (14.9%) | 456 (27.4%) | 5 (25.0%) | 451 (27.4%) |
| 合計 | 1,711 (100%) | 47 (100%) | 1,664 (100%) | 20 (100%) | 1,644 (100%) |

7. 作成団体における固定資産台帳の整備状況

- 平成 23 年度決算に係る財務書類の作成団体 (1,711 団体) のうち、固定資産台帳の整備状況について、「整備済」が 307 団体 (17.9%)、「整備中 (過去に整備したが定期的な管理 (更新) ができていない場合)」が 54 団体 (3.2%)、「整備中 (整備完了したことがない場合)」が 559 団体 (32.7%)、「未整備」が 791 団体 (46.2%) となっている。

(単位: 団体、%)

| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | |
|---|--------------|------------|--------------|-----------|--------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 |
| 整備済 | 307 (17.9%) | 9 (19.1%) | 298 (17.9%) | 6 (30.0%) | 292 (17.8%) |
| 整備中 (過去に整備したが定期的な 管理 (更新) ができていない場合) | 54 (3.2%) | 0 (-) | 54 (3.2%) | 0 (-) | 54 (3.3%) |
| 整備中 (整備完了したことがない場合) | 559 (32.7%) | 12 (25.5%) | 547 (32.9%) | 5 (25.0%) | 542 (33.0%) |
| 未整備 | 791 (46.2%) | 26 (55.3%) | 765 (46.0%) | 9 (45.0%) | 756 (46.0%) |
| 合計 | 1,711 (100%) | 47 (100%) | 1,664 (100%) | 20 (100%) | 1,644 (100%) |

※「固定資産台帳」とは、固定資産を、その取得から除売却処分に至るまで、その経緯を個々の資産ごとに管理するための帳簿。所有する全ての固定資産 (道路、公園、学校、公民館等) について、取得価額、耐用年数等のデータを網羅的に記載したものと、会計上活用される。

8. 作成済団体における財務書類の公表（予定）状況

- 平成23年度決算に係る財務書類の作成済団体（1,290団体）のうち、1,236団体（95.8%）が財務書類を公表又は公表予定としており、このうち「ホームページ」で公表（予定）としている団体が1,195団体（92.6%）で最も多く、続いて「広報誌」で385団体（29.8%）、「財務報告書」で227団体（17.6%）、「議会報告等」で80団体（6.2%）、「住民説明会」と「新聞」でともに3団体（0.2%）となっている。（公表状況に関する複数回答あり）

（単位：団体、%）

| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | |
|------------|---------------|------------|---------------|------------|---------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 |
| 公表（予定）している | 1,236 (95.8%) | 46 (100%) | 1,190 (95.7%) | 19 (100%) | 1,171 (95.6%) |
| ホームページ | 1,195 (92.6%) | 46 (100%) | 1,149 (92.4%) | 19 (100%) | 1,130 (92.2%) |
| 広報誌 | 385 (29.8%) | 2 (4.3%) | 383 (30.8%) | 2 (10.5%) | 381 (31.1%) |
| 財務報告書（冊子） | 227 (17.6%) | 12 (26.1%) | 215 (17.3%) | 10 (52.6%) | 205 (16.7%) |
| 住民説明会 | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) |
| 新聞 | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) | 0 (-) | 3 (0.2%) |
| 議会報告等 | 80 (6.2%) | 6 (13.0%) | 74 (5.9%) | 4 (21.1%) | 70 (5.7%) |
| 公表していない | 54 (4.2%) | 0 (-) | 54 (4.3%) | 0 (-) | 54 (4.4%) |

※%表示については、作成済団体の、合計-1,290団体、都道府県-46団体、指定都市-19団体、指定都市を除く市区町村-1,225団体を分母として計算。

9. 作成済団体における財務書類の活用状況

- 平成23年度決算に係る財務書類の作成済団体（1,290団体）のうち、財務書類の活用状況について、「財務状況の分析」が805団体（62.4%）で最も多く、続いて「議会に対する財務状況の説明」が605団体（46.9%）、「住民等に対する財務状況の説明」が582団体（45.1%）、「研修等を通じた職員の意識改革」が75団体（5.8%）、「財政運営上の目標設定・方向性の検討」が73団体（5.7%）、「公共施設に係る老朽化対策等の資産管理への活用」が69団体（5.3%）、「予算編成の参考資料」が53団体（4.1%）、「施策の見直し」が16団体（1.2%）、「行政評価との連携」が13団体（1.0%）、「その他」が11団体（0.9%）となっている。（活用状況に関する複数回答あり）

（単位：団体、%）

| | 合計 | 都道府県 | 市区町村 | 指定都市 | |
|-------------------------------|-------------|------------|-------------|------------|-------------|
| | | | | 指定都市 | 指定都市を除く市区町村 |
| 住民等に対する財務状況の説明 | 582 (45.1%) | 29 (63.0%) | 553 (44.5%) | 15 (78.9%) | 538 (43.9%) |
| 議会に対する財務状況の説明 | 605 (46.9%) | 21 (45.7%) | 584 (46.9%) | 12 (63.2%) | 572 (46.7%) |
| 財務状況の分析 （他団体との比較・自団体の経年比較） | 805 (62.4%) | 30 (65.2%) | 775 (62.3%) | 14 (73.7%) | 761 (62.1%) |
| 財政運営上の目標設定・方向性の検討 | 73 (5.7%) | 1 (2.2%) | 72 (5.8%) | 2 (10.5%) | 70 (5.7%) |
| 行政評価との連携 | 13 (1.0%) | 0 (-) | 13 (1.0%) | 1 (5.3%) | 12 (1.0%) |
| 施策の見直し | 16 (1.2%) | 0 (-) | 16 (1.3%) | 1 (5.3%) | 15 (1.2%) |
| 予算編成の参考資料 | 53 (4.1%) | 1 (2.2%) | 52 (4.2%) | 1 (5.3%) | 51 (4.2%) |
| 公共施設に係る老朽化対策等の 資産管理への活用 | 69 (5.3%) | 1 (2.2%) | 68 (5.5%) | 1 (5.3%) | 67 (5.5%) |
| 研修等を通じた職員の意識改革 | 75 (5.8%) | 1 (2.2%) | 74 (5.9%) | 3 (15.8%) | 71 (5.8%) |
| その他 | 11 (0.9%) | 0 (-) | 11 (0.9%) | 1 (5.3%) | 10 (0.8%) |

※%表示については、作成済団体の、合計-1,290団体、都道府県-46団体、指定都市-19団体、指定都市を除く市区町村-1,225団体を分母として計算。